

エスパスクラブ 会員規約

（目的）

この規約は、公益財団法人真庭エスパス文化振興財団の会員に関し、会員相互の理解を深め、地域文化の向上に寄与することを目的とします。

（名称）

会員の名称は「エスパスクラブ」といいます。

（会員）

会員とは、この規約に同意し、入会した方を指します。

（会員期間及びその更新）

会員の有効期限は、毎年4月1日から翌年3月31日までで、毎年更新。途中入会の場合は、入会の日から最初の3月31日までを有効期限とします。

（会費）

会費は、入会金500円と年会費1,000円です。支払われた会費は、いかなる理由があっても返金しません。

（会員証の発行）

会員には、会員証を発行します。会員証は申込をした本人のみ有効です。

（会員の特典）

- ・ チケット優先購入：一般発売日より優先的に2枚まで購入することができます。
- ・ 最新情報の提供：事業の最新情報などの情報提供を受けることができます。
- ・ 特別優先公演：特別優先公演のチケットを優先的に購入することができます。
- ・ チケット取り置き：電話で公演日までチケットの取り置きをすることができます。
- ・ ポイント制度：チケット購入でポイントが付き、ポイントで割引ができます。

～ポイントについて～

最低利用単位：100ポイント以上

利用単位：100ポイントごと

獲得算出：「売値」－「利用ポイント」

獲得単位：10円ごとに1ポイント獲得

ボーナスポイント：新規入会500ポイント 更新300ポイント

（会員資格の取消）

次の項目に当てはまるときは会員の資格を取り消します。

- ・ 嘘の申告があったとき
- ・ この規約に違反したとき
- ・ 会員特典を営利目的に流用したとき
- ・ その他運営上支障があるとき

（退会）

次の項目に当てはまるときは退会とします。また、退会したときは、会員資格と会員特典のすべて利用できなくなります。

- ・ 退会届を提出したとき
- ・ 会員資格が取り消されたとき
- ・ 有効期限内に会費が支払われないとき

（届出事項の変更等）

会員は、氏名、住所など、入会時に登録した内容に変更があったときは、必ず届け出てください。変更の届け出を怠ったために重要文章が届かなかった場合、責任を負いません。

（会員証の紛失、盗難等）

会員証を無くした、または盗難にあった場合は、すみやかに問い合わせ先にご連絡ください。連絡が無く、会員証が第三者に利用されたことにより生じた損害のすべては、会員が負うものとします。また、会員証を再発行する場合は、手数料として100円をいただきます。

（チケット等の転売禁止）

購入したチケットや、会員として受けた特典のインターネット・オークションなど、営利を目的とした転売を禁止します。

（個人情報の取り扱い）

会員の個人情報は、関連法令等を遵守し、適切に取り扱います。会員の個人情報は、次の目的のために利用します。

- ・ 最新情報および招待引換券等の提供
- ・ 年会費の請求
- ・ 個人を特定できない統計情報に加工した上でのサービス提供

（規程の変更の通知）

この規約を変更したときは、すみやかに変更事項を会員の皆様へお知らせします。

（事務局）

会員の運営に関する業務については、下記のお問合せ先までご連絡ください。

久世エスパスセンター（9：00～18：00 年末年始、水曜日休館※水曜が祝日の場合翌平日休）

電話0867-42-7000 FAX0867-42-7202

〒719-3214 岡山県真庭市鍋屋17-1

この規約は令和5年4月1日から施行します。